

No.	案に対する御意見	御意見に対する考え方
1	<p>・磁気メディアはその耐用年数の脆弱性を考慮して、各磁気メディアの耐用年数を確認のうえその範囲内において定期的にバックアップすることを要す。また磁気メディアに保存する場合はマイクロフィルム撮影を経由しての磁気メディア保存をするべし。</p> <p>・原本及びマイクロフィルムは磁気メディアの脆弱性を考慮して厳重に保管する措置を構ずることを要す。</p> <p>・磁気データは外部からのハッキング等によりその情報の漏洩なきよう厳重な情報セキュリティ措置を構ずることを要す。</p> <p>・また戸籍は主権者としての国民情報を特定する重要台帳として、役所にてそのデータを取り扱う者は公権力の行使及び公の意思の形成に関わるものとして日本国籍を有しかつ個人情報保護法を理解しているものによらなければならないと取り決めること。</p> <p>以上の要素の条文を本改正に加えることを要望致します。</p>	御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
2	表の改正前欄の「(略)」と「(新設)」は注記である旨の備考を記載したほうがよい。	表中の[]の記載が注記である旨を備考に記載しております。
3	<p>以下、意見を言う。</p> <p>>第68条 「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(略)その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。」という部分は、「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(略)その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえ、安全性についての配慮を行った適切な方法によるものとする。」というような記述にし、安全性についての配慮を促し、また安全性への対応についての法令での義務化を行うようにするのが適切と考える。</p> <p>(国として、デジタル技術の利用に際して、適切なセキュリティが確保されるように配慮されるようにすべきであるので。法令によって安全性についての配慮が行われるようにするための記述がある事は、重要性のある事と考える。)</p> <p>なお、加えて言うと、法務省及び総務省は、戸籍や住民票事務において用いるクラウド・コンピューティング・サービス等については、国が用意したプライベートクラウド的なサービスが用いられるようにするように計らわれたい。戸籍情報にしても住民票情報にしても、民間の事業者のホストにデータを置くのは問題性があるものである。</p> <p>更に加えて言うと、国は、LGWANの基盤の運営事業者について、ソフトバンク系からNTT系に変更されたい。NTT系の方が国からの管理が行いやすいのでその方が適切であるはずである(加えて言うと、ソフトバンク系は既にLINE等で大きな問題を発生させている。)</p> <p>意見は以上である。</p>	御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。